

若松のお土産コンテスト実行委員会要綱

【名 称】

第1条 本会の名称は、「若松のお土産コンテスト実行委員会」（以下実行委員会という）とする。

【目 的】

第2条 若松区は日本一の石炭積出港として発展してきた歴史を持ち、また海や緑という豊かな自然環境にも恵まれている。それら地域の特色・資源を活用することで、若松らしいお土産づくりを促進し、まちの活性化と集客力の向上を図ることを目的とし、「若松のお土産コンテスト」を開催するにあたり、円滑な運営を図るための実行委員会を設置する。

【事 業】

第3条 前条の目的達成のため、事業として「若松のお土産コンテスト」を実施する。
2 事業については、協議のうえ実施する。実施要領、及び審査要領はその都度定める。

【役 職】

第4条 実行委員会に会長1名、副会長2名をおき、実行委員会の中から互選する。
(1) 会長は実行委員会を代表し、会務を統括する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順序に従い、その任務を代行する。

【招 集】

第5条 実行委員会は、会長が必要により招集するものとする。

【事務局】

第6条 実行委員会に事務局を置くものとする。
(1) 事務局は若松区役所総務企画課（若松区浜町一丁目1番1号）に置くものとする。
(2) 事務局長には若松区次長があたり、実行委員会の庶務を行うものとする。

附則

1 この規約は平成23年10月20日から施行する。